

個人情報を守り、公正で開かれた町政をめざして

「鏡野町個人情報保護条例」が制定され、10月1日より施行となります。

個人情報保護制度とは？

町が行っている事務事業は、町民の皆さんの生活に密接に関わっており、また、様々な形で町民の皆さんの個人情報を保有しています。

個人情報保護制度は、実施機関が持っている「個人情報の適正な管理・取扱い」と、自己に関する「個人情報の開示や訂正等の請求ができる権利」を定めたものです。ただし、法令等の規定により開示できない場合もあります。

また、事業者の方も「個人情報の保護に関する法律」や「鏡野町個人情報保護条例」などにより、個人情報の適正な管理・取扱いに必要な措置を講じる必要があります。

なお、事業者の方が個人情報を不適正に取扱っていると認められるときには、町は事業者に対して、指導及び勧告することができ、また、勧告に従わないときには、事業者名を公表することがあります。

個人情報の適正な取扱い

■ 収集するとき

収集の目的を明らかにして、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、原則として本人から直接収集します。また、思想、信条、宗教などの個人情報は、法令などに定めがあるときなどを除き、収集しません。

■ 利用するとき

目的外利用の制限・・・本人の同意や、法令などに定めがあるときなどを除き、収集の目的を超えて個人情報を利用しません。

外部提供の制限・・・本人の同意や、法令などに定めがあるとき、または、国等の他の実施機関が使用することについて、相当な理由があるときなどを除き、収集した町の機関以外のものに個人情報を提供しません。

■ 管理するとき

正確で最新のものとし、漏えい、滅失、改ざんなどの事故を防止します。また、不必要となった個人情報は、速やかに廃棄や消去をするなど適正な管理に努めます。

開示等の請求

■ 開示請求

自己の情報の閲覧、視聴、写しの交付を求めることができます。

■ 訂正請求

自己の情報の誤りについて、訂正を求めることができます。

■ 削除請求

自分の情報が、町で決めたルールに違反して収集・保有されているときは、その削除を求めることができます。

■ 利用等中止請求

自己の情報が、町で決めたルールに違反して利用・提供されているときは、その中止を求めることができます。

開示しないことができる個人情報

■ 法令などで、開示することができないとされている情報

■ 個人の評価・相談などに関する情報で、開示することにより、その事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報

■ 町又は国等の機関が行う事務等の情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害するおそれのある情報

■ 開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

■ 国等との間における協議、依頼などに基づいて作成または取得した情報で、開示することにより、協力関係や信頼関係を損なうおそれがあると認められる情報

■ 請求者以外の第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる情報

■ 鏡野町情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、開示しないことが必要であると認めた情報

制度に関するお問い合わせは

鏡野町役場総務課 TEL0868(54)2111まで